

第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査 凡例

- 「初めて該当した年度の要件」欄の①～④について、経営健全化方針の策定要件である次の①～④に対応しており、各地方公共団体が該当した要件に「○」を表示しております。

- ① 債務超過法人
- ② 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
- ③ 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- ④ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準（道府県は3.75%、東京都は5.72%、市町村は11.25%～15%）相当以上の法人

※ 調査対象は、一の地方公共団体の出資割合が25%以上である法人、又は、地方公共団体から損失補償、債務保証、貸付金（短期・長期）のいずれかを受けている法人のうち、上記①～④のいずれかに該当している法人と関係を有する地方公共団体

- 「改善状況（令和3年度決算データにおける数値）」欄は、以下のとおり表示しています。

「◎」：数値が改善し、策定要件からも外れた状況

「○」：数値は改善したが、引き続き策定要件に該当している状況

「×」：数値が悪化又は、変わっていない状況